

掛川市企業立地促進事業費補助金交付取扱要領

1 工場等の設置

掛川市企業立地促進事業費補助金交付要綱（平成20年9月25日施行。以下「要綱」という。）第2の「工場等を設置」とは、工場等の建物を新築するほか、工場等を売買又は賃貸借等で取得し、機械設備を購入して業務を開始した場合を含む。

なお、立地の形態については、新設のほか、増設、移転を含む。

増設：自社の既存の工場等の敷地に隣接して、1,000平方メートル以上の用地を取得した場合をいう。

移転：自社の既存の工場等の全部又は一部を廃止する計画のもとに、別の工場等の敷地において新たに工場等を設置する場合をいう。

2 補助対象企業

(1) 要綱第2(1)の「組合」とは、それ自体が事業活動の主体となり生産活動等を行うものをいう。

(2) 要綱第2(3)の「市長が特に立地を推進する施設」とは、市長が補助金要綱等で定めた施設を対象とする。

(3) 要綱第2(3)アの「製造業の用に供する施設」には、日本標準産業分類の細分類に掲げる分類符号0997のすし・弁当・調理パン製造業と、同分類符号7721の配達飲食サービス業のいずれにも該当する事業所（調理食品を同一企業の他の事業所（販売所等）に卸売りするとともに、他の企業の工場や施設等に直接届けるもの）を含む。

(4) 要綱第2(3)ウの「別に市長が定めるもの」とは、商品の販売を主たる目的とした施設をいう。

(5) 要綱第2(4)ただし書の「地域経済の活性化に資する工場等の新設又は増設」とは、工場等を新設又は増設することにより、更に地域経済へ大きな影響をもたらすことが認められる場合であり、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

ア 特定企業等（当該企業等並びにその子会社及びその関連会社をいう。以下同じ。）の県内における従業員であって雇用保険法（昭和49年法律第116号）上の一般被保険者である者の数について、当該事業所及び県内全ての事業所で、「業務開始日の属する月末の数」と「用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の平均の数（1人未満の端数は切捨てとする。）」を比較し、前者が後者よりそれぞれ10以上増加していること。

イ 当該工場等に係る設備投資額（用地取得費及び造成工事費を除く。）が30億円以上であること。(6) 要綱第2(4)ただし書の「別に行う審査」を要望する企業は、事前に別紙1「企業等概要調書」を提出するものとする。

3 用地の取得

(1) 要綱及びこの要領において「用地の取得」とは、本人以外の者からの土地の売買による所有又は賃貸借等をいう。ただし、発行済株式の全てを所有又は所有される者からの土地の売買による所有又は賃貸借等を除く。

(2) 要綱第2(4)の用地の取得の時点は、土地の売買又は賃貸借等の契約締結の日とする。

(3) 用地の賃貸借等、用地の所有権を取得しない場合は用地に対する補助の対象とならないが、新規雇用に対する補助の対象となる。

4 雇用要件

(1) 要綱及びこの要領において「従業員数」とは、雇用保険法上の一般被保険者の数をいう。この場合において、パートタイマー（雇用保険法上の一般被保険者であって、一週間の所定労働時間が30時間未満である者をいう。）は2分の1換算とし、県外居住者（県外において住民基本台帳に記録されている者をいう。）は含まない。

(2) 要綱第2(4)エの「10人以上であること」とは、当該事業所における当該企業等の従業員の数が10人以上であることをいう。

(3) 要綱第2(4)オの「1人以上であること」とは、「業務開始日の属する月末の従業員数」と、「用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の平均の従業員数（1人未満の端数は切捨てとする。）」を当該企業等県内全ての事業所において比較し、前者が後者よりそれぞれ1以上増加していることをいう。

(4) 要綱第2(4)キの「5人以上であること」とは、当該事業所における特定企業等の研究員の数が5人以上であることをいう。

5 補助の対象及び補助額の算出

(1) 要綱別表第2の対象施設の欄に規定する「主として」とは、当該工場で複数の製品を生産している場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当することをいう。

ア 当該製品の生産量又は生産金額が、当該工場で生産する製品全体の50%超を占めていること。

イ 当該製品に係る生産施設の床面積が、当該工場における生産施設の延床面積の50%超を占めていること。

(2) 要綱別表第2の対象施設の下欄に規定する「市長が別に定めるもの」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

ア 静岡新産業集積クラスター（ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ、フォトンバレー）のプロジェクトに参画し、各プロジェクトに関連する製品を製造する工場

イ 医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光・電子、環境技術（新エネルギー、次世代輸送機器）等に関連する製品を製造する工場

ウ ア及びイに掲げるもののほか、自然素材を活用した医薬部外品等、健康関連の製品を製造する工場

(3) 要綱第3の「従業員の新規雇用に要する経費」の算出方法とは、以下のとおりとする。

ア 新たに県内に事業所を設置する企業等の場合

当該事業所における特定企業等の従業員の数について、「業務開始日の属する月末の従業員数」を補助対象の人数の上限とする。

イ すでに県内に事業所がある企業等の場合

特定企業等の県内全ての事業所における「業務開始日の属する月末の従業員数」と「用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の平均の従業員数(1人未満の端数は切捨てとする。)」を比較して増加した人数を補助対象の人数の上限とする。

ウ アイ いずれの場合においても、原則として用地取得日以降に雇用した者を補助対象とする。ただし用地取得日以前に雇用した者であっても、当該立地のために雇用したと明らかに認められる者は補助の対象に含むことができる。

6 交付の申請

(1) 交付の申請にあたっては、要綱第4(1)に規定する提出書類のほか、別紙2「雇用者数一覧表」を提出する。

(2) 特定企業等により工場等を設置する場合は、(1)の定めによるほか、別紙3「親子会社等に関する説明書」を提出する。

(3) 要綱第4の(2)の「別に定める日」は、「業務を開始する日又は業務を開始する日の属する年度の2月末日のいずれか早い日」とする。

7 交付の条件

(1) 要綱第5(3)の「市長が別に定める期間」とは、20年とする。

(2) 要綱第5(4)エの「第2(7)に規定する業務を開始する時の従業員数及びオに規定する業務を開始する時に増加した従業員の数」とは、業務を開始する時の当該事業に係る事業所の特定企業等の県内における全従業員の数をいい、補助金の交付を受けた市長は、これが3年間維持されていることを確認するため、当該企業等は、交付年度の翌年度から3年間の毎年度末に公共職業安定所が発行する事業所台帳異動状況照会の写しを提出するものとする。

(3) 要綱第5(7)ただし書の「市長がやむを得ない事情があると認める場合」とは、世界経済の変動等予測不能な経営環境の変化、退職年齢者の集中等、従業員数の一時的な減少について、企業等の責に帰さない合理的な理由が存する場合をいう。

(4) 補助金に関わる財産を処分する場合は、静岡県補助金等に係る財産処分承継基準(平成20年9月30日静岡県告示第742号)の規定に基づいて、市費の納付に関する条件を付すものとする。

8 実績報告

実績報告にあたっては、要綱第7(1)に規定する提出書類のほか、別紙2「雇用者数一覧表」を提出する。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行し、平成23年3月1日の申請から適用する。ただし、この要領の施行前に掛川市企業立地促進事業費補助金交付要綱の規定により市長に対してなされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成24年度分の補助金から適用する。
- 2 平成24年4月1日前に事業に着手した工場等の新設及び増設、又は用地を取得（賃貸借等を含む。以下同じ。）し、かつ、事業に着手した工場等の新設及び増設に対する補助金については、なお従前の例による。ただし、改正後の2(3)及び7(1)の規定は、既に事業に着手した工場等の新設及び増設、又は用地を取得し、かつ、事業に着手した工場等の新設及び増設についても適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成28年度分の補助金から適用する。
- 2 平成28年4月1日前に事業に着手した工場等の新設及び増設、又は用地を取得（賃貸借等を含む。以下同じ。）し、かつ、事業に着手した工場等の新設及び増設に対する補助金については、なお従前の例による。

別紙1 (用紙 日本工業規格A4縦型)

企業等概要調書 (事前提出用)

平成 年 月 日

企 業 名
住 所
担当者氏名
電 話
F A X
E-mail

1 企業等の名称
〈子会社等が業務を行う場合〉
業務を行う企業名

2 代 表 者

3 企業等の沿革 会社設立 年 月

4 資本(出資)金 千円

5 従業員数 人

6 業 種
主要製品
主要取引先

7 本社所在地

8 本社以外の事業所名(所在地)

9 過去の補助金交付実績
交付年度
補助金額
交付対象事業所名

10 最近3期の業績（3期分の決算書を添付する場合は記入不要です）

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

区 分	年 月	年 月	年 月	区 分	年 月	年 月	年 月
流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
建物構築物				社 債 等			
設備資産額				長期借入金			
土 地				引当金等			
建設仮勘定				資本合計			
無形資産				資 本 金			
投 資 等				法定準備金			
繰延資産				剰 余 金			

(2) 損益計算書

(単位：千円)

区 分	年 月	年 月	年 月
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
税引後当期利益			
期中平均従業員数			

11 新施設の計画状況

(1) 施設

区 分	面積(m ²)	投資金額(百万円)
土 地		
建 物		
設 備		
合 計		

(注) 賃貸借による経費は、投資金額に含まないでください。

(2) 設置日程

用地取得(予定)日	年 月 日
事業着手(予定)日	年 月 日
着工(予定)日	年 月 日
完成(予定)日	年 月 日
業務開始(予定)日	年 月 日

(注)

・用地取得(予定)日は、用地の売買又は賃貸借の契約を締結日(又は予定日)を記入してください。

・事業着手(予定)日は、当該事業に係る工事請負契約日、機械設備の売買契約日又は建物若しくは機械設備の賃貸借契約日のうち最も早い日(又は予定日)を記入してください。

・業務開始(予定)日は、補助金対象物の支払がすべて終了する日(手形の場合は決済日)を記入してください。

(3) 資産の取得形態（該当するものに○をしてください）

- ・土地： 購 入 リース 自社有地
- ・建物： 購 入 リース 既 設
- ・機械設備： 購 入 リース

(4) 施設の設置場所

(5) 設置に至る経緯及び工場の事業内容

(6) 操業時の雇用計画

		正従業員	パート
当該事業所	現 在		
	操業時		
県内全事業所	現 在		
	操業時		

(7) 設置する工場の操業後の売上高及び雇用計画（見込み）（単位：千円、人）

区 分	年 月 期	年 月 期	年 月 期
売 上 高			
雇 用 人 数			

(8) 工場等の設置により地域に及ぼす社会的波及効果

(9) 内陸フロンティア推進区域の状況（該当する場合のみ記載）

ア 工場を設置する内陸フロンティア推進区域

イ 内陸フロンティア推進区域内で実施する事業の内容

※親会社及び子会社等により事業を実施する場合は、1～10の項目については、企業ごとに作成すること

別紙2（用紙 日本工業規格A4縦型）

掛川市企業立地推進事業費 雇用者数一覧表

企業名 _____

平成 年 月 日 提出

担当者氏名・連絡先 _____

年月	事業所台帳 ヘッダー2上の 雇用者数		県内全事業所						当該事業所			
			県内事業所勤務			県内居住の一般被保険者 (要網上の従業員)			県内居住の一般被保険者(f)のうち 当該事業所に勤務している者			
	a	うち 県外事 業所勤 務 b	c=a-b	うち 高齢継 続被保 険者 d	うち 県外居 住者 e	f=c-d-e	うち 正従業 員 g	うち パート タイ マー h	正従業員			
									うち 県内採 用 j	うち 県外か らの転 入者 k	パート タイ マー l	
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
前1年間の平均												
前1年間の平均 (1/2換算)												

22年〇月 (業務開始月末)												
業務開始月末 (1/2換算)												

※要網上の従業員数・・・雇用保険法の一般被保険者で県内に居住する者。パートタイム及び県外からの転入者は1/2換算。

※県外からの転入者・・・県外からの採用者であって、当該工場等の設置に伴い県内に居住することとなった者。

※前1年間の平均・・・用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の平均（小数点以下切捨）

親子会社等に関する説明書

平成 年 月 日

企 業 名
住 所
担当者氏名
電 話
F A X
E-mail

1 親子会社等の所在地及び名称

- (1) 親会社
名称
所在地
- (2) 子会社
名称
所在地
- (3) 関連会社
名称
所在地

2 親子会社等間の役割分担

会社	用地取得費	雇用増	設置工場における事業内容
合計			

※添付書類

- ・親子会社等間の株式の所有状況を証する書類
- ・親子会社等間の業務委託内容が分かる書類
- ・親子会社等間のリース契約内容が分かる書類
- ・親子会社等による全体事業の事業計画書 (交付要綱様式第5号)
- ・親子会社等による全体事業の収支予算書 (交付要綱様式第6号)

様式第4号（用紙 日本工業規格A4縦型）

企業等概要調書

- 1 企業等の名称
〈子会社等が業務を行う場合〉
業務を行う企業名
- 2 代表者
- 3 企業等の沿革
- 4 資本金（資金）
- 5 従業員数
- 6 業種
主要製品、研究内容又は取扱品目

主要取引先又は荷主等
- 7 本社所在地
- 8 本社以外の事業所名（所在地）

TEL

9 最近3期の業績

貸借対照表（百万円）

	年 月	年 月	年 月		年 月	年 月	年 月
流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
土地建物				社債等			
設備資産				長期借入金			
建物仮勘定				引当金等			
無形資産				資本金			
投資等				法定準備金			
				剰余金			

損益計算書（百万円）

	年 月	年 月	年 月
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
内研究開発費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
税引後当期利益			
期中平均従業員数			

財務指標

	年 月	年 月	年 月
流動比率			
固定比率			
自己資本比率			
売上高営業利益率			
売上高経常利益率			
有利子負債率			

10 施設の状況

		本 社					
土 地		m ²					
建 物	工 場						
	研究所						
	物流施設						
	事務所 その他 計						

※ 子会社又は関連会社が業務を開始する場合は、当該子会社又は関連会社についても作成すること。

様式第5号（用紙 日本工業規格A4縦型）

工場等の設置に係る事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 工場等の名称

2 設置場所

3 計画概要

4 設置（予定）日

用地取得日	年 月 日
事業着手（予定）日	年 月 日
着工（予定）日	年 月 日
完成（予定）日	年 月 日
業務開始（予定）日	年 月 日

（注） 事業着手日は、当該事業に係る工事請負契約日、建物若しくは機械設備の売買契約日又は賃貸借契約日のうち最も早い日を記入すること。

5 従業員雇用計画（実績）

	県内全事業所		当該事業所		
	正従業員	パート	正従業員		パート
			県内採用	県外からの 転入者	
前1年間の平均					
業務開始（予定）日の属する月末					
用地取得日以降に雇用した者					

（注）

- 1 雇用保険法の一般被保険者であって、県内居住者の人数を記入すること。
- 2 前1年間の平均は、用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の人数の平均を記入すること。

6 投資計画(実績)

		金 額	
土 地		m ²	円
建 物	事 業 用	m ²	
	そ の 他	m ²	
	計	m ²	円
そ の 他	(機械設備等)		円
	(その他)		円
	計		円
合 計			円

7 資金調達計画 (実績)

		金 額	摘 要
自 己 資 金		円	
借 入 金		円	
	計	円	
補 助 金 等		円	
合 計		円	

8 工場等の設置により当該市町に及ぼす社会的波及効果

9 内陸フロンティア推進区域の状況 (該当する場合のみ記載)

ア 工場を設置する内陸フロンティア推進区域

イ 内陸フロンティア推進区域内で実施する事業の内容

様式第6号（用紙 日本工業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		算 出 基 礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					